取 受付 印
28. 2. 29
緑豊かな自然課

鳥観本第１５５号
平成２８年２月２９日

鳥取県知事　平　井　伸　治　様

一般財団法人鳥取県観光事業団・
株式会社チュウブ共同企業体
代表　鳥取県観光事業団
理事長　　衣　笠　克　則

平成２８年度鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の委託業務に関する事業計画書について

このことについて、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理運営に関する協定書第１９条の規程により提出します。

<table>
<tr><th>記載頁</th><th>見　出　し</th><th>平成２７年度計画書</th><th>平成２８年度計画書</th></tr>
<tr><td></td><td>②浅津地区</td><td>（４）ゲートボール場　・１０面のコートがあり、公式のゲートボール場大会などに利用されており、利用者が常に使用できるようコートの清掃・除草を行うなど適切な維持管理と愛好者への利用を働きかけます。</td><td>（４）ゲートボール場
・１０面のコートがあり、公式のゲートボール場大会などに利用されており、利用者が常に使用できるようコートの清掃・除草を行うなど適切な維持管理と愛好者への利用を働きかけます。
（５）ハナミズキの育成管理　日米友好の木であるハナミズキを浅津地区の見どころの一つとなるように育成管理します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｐ１１</td><td>③南谷地区</td><td>（３）多目的広場
・広大なグラウンドであり、各種スポーツ・レクリエーション大会の開催誘致を働きかけます。また、公園作り事業の一環として、芝生化とし、子どもからお年寄りまで安心して使えるようなグラウンドにします。</td><td>（３）多目的広場
・芝生化したことにより、サッカーをはじめとする各種スポーツやレクリエーション大会など幅広く利用促進を図ります。また、公園作り事業の一環として、芝生化とし、子どもからお年寄りまで安心して使えるようなグラウンドにします。</td></tr>
<tr><td>④長和田地区</td><td>（１）芝・クローバー広場
・花壇づくりについても人が集う公園となるよう段階的に芝桜を植栽し、名所となるよう管理を徹底します。</td><td>（１）芝・クローバー広場
・花壇づくりについても人が集う公園となるよう段階的に芝桜を植栽し、名所となるよう管理を徹底します。
（２）マメナシの育成管理
・グリーンウェイブ２０１５のとっとりアクションの一環として植樹したマメナシを育成管理し、この地区のシンボルとなるようにします。</td></tr>
<tr><td>Ｐ３２</td><td>４　サービスの提供内容
（１）体験学習会等の実施
イ　体験学習会等の実施内容</td><td>
<table>
<tr><th>名　称</th><th>年間回数</th><th>参加見込</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>夏休み親子おもしろ教室</td><td>１回</td><td>５０人</td><td></td></tr>
<tr><td>シニア向け転ばぬ先の健康運動教室</td><td>２２回</td><td>２２０人</td><td>月／２回</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>名　称</th><th>年間回数</th><th>参加見込</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>夏休み親子おもしろ教室</td><td>１回</td><td>１００人</td><td></td></tr>
<tr><td>シニア向け転ばぬ先の健康運動教室</td><td>４４回</td><td>４００人</td><td>月／４回</td></tr>
<tr><td>キックボクササイズ教室</td><td>１９回</td><td>２８０人</td><td>月／１・２回</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

平成２８年度事業計画の主な変更点

記載頁	見　出　し	平成２７年度計画書	平成２８年度計画書
P1	1 管理運営の基本的な考え方 （1）東郷湖羽合臨海公園の基本理念【新たな視点による公園づくり】	① 和風庭園改修（水車・噴水の設置） ② 藤の増殖（あやめ池、夢広場周辺、ﾃﾆｽｺｰﾄ周辺） ③ 南谷多目的広場の芝生化 ④ 長和田地区に芝桜植栽 ⑤ イルミネーションの増設（毎年） ⑥ 管理用機械力導入による作業効率アップと経費削減 ⑦ ナチュラルガーデンの新設	① 和風庭園改修（水車・噴水の設置） ② 藤の増殖（あやめ池、夢広場周辺、ﾃﾆｽｺｰﾄ周辺） ③ 南谷多目的広場の芝生化 ④ 長和田地区に芝桜植栽 ⑤ イルミネーションの増設（毎年） ⑥ 管理用機械力導入による作業効率アップと経費削減 ⑦ ナチュラルガーデンの新設 ⑧ 日米友好の木ハナミズキの育成管理
P３	（2）管理運営の方針 ⑤ 施設の利用促進策（レクリエーション活動の振興） ◇楽しみを提供するイベント	・花と緑のフェア ・東郷湖風の音コンサート ・花ショウブ展示会 ・タマノカンザシ観賞会 ・あやめ秋の感謝祭 ・ウインターイルミネーション ・スケートボード・BMX・インラインスケート交流イベント ・そば打ち体験イベント	・花と緑のフェア ・東郷湖風の音コンサート（10周年記念） ・花ショウブ展示会 ・タマノカンザシ観賞会 ・あやめ秋の感謝祭 ・ウインターイルミネーションイベント ・スケートボード・BMX・インラインスケート交流イベント ・そば打ち体験イベント
	◇スポーツ体力づくり事業	・健康スポーツ教室（通年） ・東郷池健康散策ウォーキング（春・秋） ・太極拳教室 ・鳥取県小中学生カヌー大会・ターゲット・バードゴルフ交流大会（倉吉体育文化会館、伯耆しあわせの里共催） ・ノルディック・ウォーク教室（通年） ・ピラティス・ヨーガ教室　（通年） ・はじめてのノルディック・ウォーク（NPO未来と共催） ・出張！ノルディック・ウォーク教室 ・テニス愛好者交流大会・スケートボード初心者スクール（KASnetと共催） ・キッズ広場 ・シニア向け転ばぬ先の健康運動教室	・健康スポーツ教室（通年） ・東郷池健康散策ウォーキング（春・秋） ・太極拳教室 ・鳥取県小中学生カヌー大会・ターゲット・バードゴルフ交流大会（倉吉体育文化会館、伯耆しあわせの里共催） ・ノルディック・ウォーク教室（通年） ・ピラティス・ヨーガ教室　（通年） ・はじめてのノルディック・ウォーク（NPO未来と共催） ・出張！ノルディック・ウォーク教室 ・テニス愛好者交流大会・スケートボード初心者スクール（KASnetと共催） ・キッズ広場 ・シニア向け転ばぬ先の健康運動教室 ・キックボクササイズ教室
P９	3　施設の管理・運営 （1）地区別の管理運営の方針 ①藤津地区	（3）あやめ池公園 ・花壇・花木の育成管理―― 芝桜、藤棚、台湾ギク、スイレン、タマノカンザシなどの育成管理を行います。	（4）あやめ池公園 ・花壇・花木の育成管理―― 芝桜、藤棚、台湾ギク、スイレン、タマノカンザシ、ハナミズキなどの育成管理を行います。

記載頁	見　出　し	平成２７年度計画書	平成２８年度計画書
Ｐ４７	レディーススポーツ教室	(5)実施に係る経費の見込 賃金　６１，２００円 報償費　１８６，０００円　講師謝礼（@5000×2回 @8000×22回） 保険料　２４，０００円 計　２７１，２００円	(5)実施に係る経費の見込 賃金　６１，２００円 報償費　１７５，０００円　講師謝礼（@5000×2回 @7500×22回） 保険料　２４，０００円 計　２６０，２００円
Ｐ５０	ピラティス・ヨーガ教室	(3)年間実施回数　３６回（月３回） (5)実施に係る経費の見込 報償費　２８８，０００円　講師謝礼 保険料　２７，０００円 計　３１５，０００円	(3)年間実施回数　３６回（月３回） (5)実施に係る経費の見込 報償費　２７０，０００円　講師謝礼 保険料　２７，０００円 計　２９７，０００円
Ｐ５１	キックボクササイズ教室（新規）		（2）コンセプト 男女を問わず、楽しくオシャレにストレス解消や脂肪を燃焼させ、成人病予防を図る。 （3）年間実施回数　１９回（月１・２回開催予定）
Ｐ５８	シニア向け転ばぬ先の健康運動教室（継続）	（3）年間実施回数　２２回（月２回開催予定） （5）実施に係る経費の見込 消耗品費９，０００円 保険料１１，０００円 計２０，０００円 （6）参加者等徴収の有無及び徴収の考え方 参加料３３，０００円　１５０円×２２０人（教室参加料同等） 計　３３，０００円 （7）参加者見込　約２２０人	（3）年間実施回数　４４回（月４回開催予定） （5）実施に係る経費の見込 消耗品費１０，０００円 保険料２２，０００円 計３２，０００円 （6）参加者等徴収の有無及び徴収の考え方 参加料６０，０００円　１５０円×４００人（教室参加料同等） 計　６０，０００円 （7）参加者見込　約４００人

P６１	（２）サービスの向上策ほか利用促進に向けた取組 ②地域のグループ、団体の発表の場の提供 東郷湖風の音コンサート１０周年（No　６）	【概要】 ・「東郷池の環境」係わるフリートーキング ・ヨシ笛、管弦打楽器などによる演奏と合唱	【概要】 ・「東郷池の環境」係わるフリートーキング ・ヨシ笛、管弦打楽器などによる演奏と合唱 ・平成２８年度は１０周年を迎えるので、県内のゴスペルオーブグループなどを招き、例年と違う少し華やかなコンサートを行う。
	ウインターイルミネーションイベント（No　１１）	【概要】約６０，０００球のＬＥＤを使い、光のダイヤモンド、コハクチョウ、光のドーム、鯉とあやめ等を彩り幻想的で神秘的な公園とする。（毎年増設）	【概要】約６０，０００球のＬＥＤを使い、光のダイヤモンド、コハクチョウ、光のドーム、鯉とあやめ等を彩り幻想的で神秘的な公園とする。（毎年増設） 平成２８年度はイルミネーションを鑑賞に来られた方々に喜んでもらえるように暖かい軽食などの屋台を出店し盛り上げていく。

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の
委託業務に関する事業計画書

平成２８年度

一般財団法人鳥取県観光事業団・
株式会社チュウブ共同企業体

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の委託業務に関する事業計画　　目次

1 管理運営の基本的な考え方
（1）東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の基本理念 ・・・・・・・・・ 1
（2）管理運営の方針 ・・・・・・・・ 2

2 管理の基準
（1）有料公園施設の考え方と設定内容 ・・・・・・・・・ 5
ア 有料公園の考え方 ・・・・・・・・・ 5
イ 有料公園施設の設定内容 ・・・・・・・・・ 5
（2）開園時間の考え方と設定内容 ・・・・・・・・・ 5
ア 開園時間の考え方 ・・・・・・・・・ 5
イ 開園時間の設定内容 ・・・・・・・・・ 5
（3）休園日の考え方と設定内容 ・・・・・・・・・ 5
ア 休園日の考え方 ・・・・・・・・・ 5
イ 休園日の設定内容 ・・・・・・・・・ 5
（4）利用料金の考え方と設定内容 ・・・・・・・・・ 6
ア 利用料金の考え方 ・・・・・・・・・ 6
イ 利用料金の設定内容 ・・・・・・・・・ 6
ウ 設備使用料 ・・・・・・・・・ 7
（5）利用料金の減免 ・・・・・・・・・ 7

3 施設の管理・運営
（1）地区別の管理運営の方針 ・・・・・・・・ 8
（2）施設設備の維持管理業務及び安全確保 ・・・・・・・・ 12
ア 業務実施及び安全確保に向けた考え方 ・・・・・・・・ 12
イ 業務の実施内容 ・・・・・・・・ 12
（3）業務の外部委託 ・・・・・・・・ 20
ア 外部委託の考え方 ・・・・・・・・ 20
イ 外部委託の業務内容 ・・・・・・・・ 21
（イ）管理運営業務 ・・・・・・・・ 28
ア 管理運営業務の考え方と業務の実施内容 ・・・・・・・・ 28
イ 自販販売機の設置 ・・・・・・・・ 29
（ア）設置の考え方 ・・・・・・・・ 29
（イ）設置内容 ・・・・・・・・ 29
ウ 保険加入の考え方と加入内容 ・・・・・・・・ 30

（ア）加入の考え方 ・・・・・・・ 30
（イ）加入内容 ・・・・・・・ 30
エ 県及び関連施設管理者との連携業務の考え方 ・・・・・・・ 30

4 サービスの提供内容
（1）体験教室等の実施 ・・・・・・・ 31
ア 体験教室等実施の考え方 ・・・・・・・ 31
イ 体験教室等の実施内容 ・・・・・・・ 31
（2）サービスの向上策他ほか利用促進に向けた取り組み ・・・・・・・ 60
（3）利用者等の要望の把握及び対応方針 ・・・・・・・ 79

5 事故・事件の防止処置と緊急時の対応等
（1）火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策 ・・・・・・・ 80
（2）緊急時の体制・対応 ・・・・・・・ 81
（3）利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ・・・・・・・ 82

6 個人情報保護等への対応
（1）個人情報の保護への対応 ・・・・・・・ 83
（2）情報の公開への対応 ・・・・・・・ 83

7 管理経費
（1）管理経費の効率化の考え方と収支計画 ・・・・・・・ 83
（2）県委託料の額 ・・・・・・・ 83

8 組織及び職員の配置等
（1）管理運営の組織 ・・・・・・・ 84
（2）職員の職種等 ・・・・・・・ 85
（3）現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針 ・・・・・・ 86
（4）日常の職員配置 ・・・・・・・ 86
（5）人材育成 ・・・・・・・ 86
（6）各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項 ・・・・・・・ 87

9 委託、工事請負の発注予定 ・・・・・・・ 87

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況 ・・・・ 88

１１　法人等の社会的責任の遂行状況
（１）障害者雇用　・・・・・・・　８８
（２）男女共同参画推進企業、基準適合一般事業主の認定　・・・・・・・　８８
（３）ＩＳＯ１４００１・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（ＴＥＡＳ）
１種規格認証等　・・・・・・・　８９

１２　その他の計画等
（１）管理業務の移行計画　・・・・・・・　８９
（２）他の施設管理の実施　・・・・・・・　８９
（３）その他　・・・・・・・　８９

・臨海公園の植樹樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務〔４（１）植栽の管理〕
・・・・・・・　９０

（様式２）

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く。）の委託業務に関する事業計画書

１　管理運営の基本的な考え方

（１）　東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く。以下「臨海公園」という。）の基本理念

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ企業体は、平成１８年４月から臨海公園の指定管理者として広域都市公園の設置目的等を十分理解し、かつ、念頭におきながら様々なサービスと高質な公園管理運営を実践してまいりました。

私たちは共同企業体として培ってきた特性・経験・ノウハウを十二分に発揮し以下に示す「新たな視点による公園作り」や「住民ニーズに対応したイベント開催、地域貢献」、「安全・安心に配慮した公園管理」を基本理念に管理運営を行います。

【新たな視点による公園づくり】

① 和風庭園改修（水車・噴水の設置）
② 藤の増殖（あやめ池、夢広場周辺、テニスコート周辺）
③ 南谷多目的広場の芝生化
④ 長和田地区に芝桜植栽
⑤ イルミネーションの増設（毎年）
⑥ 管理用機械力導入による作業効率アップと経費削減
⑦ ナチュラルガーデンの新設
⑧ 日米友好の木ハナミズキの育成管理

【住民ニーズに対応したイベント開催、地域貢献】

① 楽しみを提供するイベント

本公園の持つ環境・特性を活かし、誰でも気軽に楽しめる空間づくりを行い地域交流・地域の活性化を図ります。

② 県民参画学習体験事業

地域・公園が持つ素材を活用し、子どもからお年寄りまで参加出来るイベントを展開します。

③ スポーツ体力づくり事業

公園を取り巻く環境・施設を最大限に活用し、県民の体力づくり・健康増進の更なる充実を図ります。

④ 子どもの自由研究応援事業

本公園の恵まれた環境を活用し、自然体験・創作体験等を開催し自然環境への親しみと物づくりの楽しさを伝えます。

⑤ 子育て応援事業

子育て中の女性を中心に、気軽に楽しめるレクリエーション・軽スポーツを通し体力づくり・健康増進・情報交換の拠点づくりをします。

⑥ シニア向け健康増進事業

超高齢者社会を向かえる中、シニアを対象とした軽運動、体操をすることで、寝たきりゼロ、健康寿命を伸ばし、運動への関心を高めます。

【安全・安心及び環境に配慮した公園管理】

① 遊具等公園施設の安全点検の精度向上、体制整備

② 循環型社会の実現を目指して樹木剪定枝、落ち葉等をチップ・堆肥化

③ 立地に配慮した管理用薬剤等の減量推進

私たち共同企業体は、公園の持つ素材（①県の中央部に立地②大規模である③三朝東郷湖県立公園と一体となり海、湖、山と多様④温泉地に隣接し風光明媚）を最大限活かせるよう、過年度から取り組んでいる前記の運営基本理念をベースに、引き続き次のような公園づくりを行います。

① 環境に配慮し、東郷池周辺の環境美化再生に務めます。

② やさしい環境づくりの観点から、環境にやさしい薬剤使用の配慮を行います。

③ 夢広場の利用にあたり準備・撤去に係る利用については、減免基準を設け展示会などの利用促進を図ります。

④ 臨海公園の魅力を広範囲に周知 PR します

観光事業団の設置目的（鳥取県の豊かな自然や、特産物、地域で育まれた固有の歴史文化等恵まれた資源を活かし、観光客の誘致促進、観光宣伝等、観光振興を図り、もって県経済の発展、地域の活性化と県民の福祉の向上に寄与する）及び株式会社チュウブの経営理念・管理ノウハウ（人にやさしい、自然にやさしい）に根ざしたその場その環境に配慮した公園管理を融合させ、この公園に求められている使命を果たしたいと考えております。

（2）管理運営の方針

① 公平な利用の確保

公の施設であることを念頭に、広く県民の利活用に供する施設運営を行うこととし、特定の法人、団体等に有利又は不利となる取り扱いを行わないよう対応します。また、体育施設運営士を配置し地域スポーツ振興の拠点として貢献します。

② 地域ニーズを捉えた管理運営

地域（地区公民館、観光施設関係機関、東郷池の浄化を進める会、各種学校、公園利用者等）の意見・声を積極的に取り入れ、施設の魅力や利用者サービスの向上を図ります。

③ 効率的・効果的な公園管理と将来像の企画・デザイン

【効率的・効果的公園管理】

・保守管理に必要な機械力を積極的に導入し、経費・時間の削減を図ります。

・省エネ・環境対策のため、剪定枝・刈草・落ち葉等植物管理、発生物の園内リサイクルを推進します。

【公園の将来像の企画・デザイン】

・点在する各公園区域ごとの利用動向・立地を勘案し、特徴のある景観づくりを行います。・・・将来的にはゾーン毎の公園名がつけられること。

・基本的なスタンスとして安全・安心に配慮した「見通しのよい」景観形成を図ります。

・利用者の目線に立った公園づくりを行います。

・公園管理運営士を配置し、より効果的・効率的な公園管理運営を行います。

④ 安全・安心の確保

【法令の遵守】

・都市公園法、都市公園条例を遵守し適正な公園運営を行います。

・消防法に基づき策定した「消防計画・マニュアル」により訓練を実施し、緊急時の避難誘導にあたり、人命の安全確保及び被害防止に努めます。

・施設利用者の応急措置を行うため、心肺蘇生法及び自動体外式除細動器（AED）の取り扱いは全職員が受講し、初期対応できる体制を整備します。

・個人情報保護については（一財）鳥取県観光事業団個人情報保護規定により適正に対応

します。
・情報公開については、鳥取県情報公開条例に基づき適正に対応します。
【施設の安全点検】
・公園施設の巡回点検は日々実施し、危険箇所の把握と速やかな改善・改修を行います。
・遊具・スケートパーク器具・体育器具及びトレーニング機器の点検については重点的に実施し、安全確保を図ります。
【環境保全対策】
・公園の立地に配慮した芝・植栽管理を行います。（環境保全のため、薬剤の病害虫防除については、発生初期の駆除及び被害の拡散防止を原則とし、予防のための定期的散布は行わない。又、使用量についても必要最小限とする。）

⑤ 施設の利用促進策（レクリエーション活動の振興）
・県民の様々なレクリエーション活動の拠点として、利用しやすい施設の環境整備を整えるとともに、次の事業を実施し、県民の健康増進と利用者の満足度向上に努めます。

◇楽しみを提供するイベント
- 花と緑のフェア
- 東郷湖風の音コンサート（10周年記念）
- 花ショウブ展示会
- タマノカンザシ観賞会
- あやめ秋の感謝祭
- ウインターイルミネーションイベント
- スケートボード・BMX・インラインスケート交流イベント
- そば打ち体験イベント

◇県民参画学習体験事業
- 花ショウブ管理育成講習会
- 公園に咲く草花を使っての染め物教室
- 寄せ植え教室
- タマノカンザシ株分け講習会
- ミニ門松づくり教室

◇スポーツ体力づくり事業
- 健康スポーツ教室（通年）
- 東郷池健康散策ウォーキング（春・秋）
- 太極拳教室
- 鳥取県小中学生カヌー大会
- ターゲット・バードゴルフ交流大会（倉吉体育文化会館伯耆しあわせの里共催）
- ノルディック・ウォーク教室（通年）
- ピラティス・ヨーガ教室　（通年）
- はじめてのノルディック・ウォーク（ＮＰＯ未来と共催）
- 出張！ノルディック・ウォーク教室
- テニス愛好者交流大会
- スケートボード初心者スクール（KASnetと共催）
- キッズ広場
- シニア向け転ばぬ先の健康運動教室
- キックボクササイズ教室

◇子どもの自由研究応援事業
- ・地球に優しいリサイクル教室
- ・メダカの楽校
- ・夏休み親子おもしろ講座
- ・東郷池周辺に棲むおさかな教室

◇子育て応援事業
- ・レディーススポーツ教室（通年・託児併設）

⑥ 県及び地域、関係機関との連携

【県との連携確保】

・県の施策、許認可等に迅速に対応するため、常に密接な報告・連絡・相談を行い情報提供、情報開示に努めます。

【地域、関係機関・団体との連携】

・臨海公園の美化、環境保全に資するため「湯梨浜町」「ボランティア団体」、「東郷池メダカの会」、「鳥取県衛生環境研究所」、「各種学校」、等との連携を強化します。

・各種イベント等誘客事業を行う際には「文化団体」、「宿泊施設」、「商工会」「NPO 法人未来」「倉吉アクティブスポーツネットワーク」「全日本ノルディック・ウォーク連盟」等の関係団体と意見交換を行うなどし、観光振興・集客促進に努めます。

・日本花菖蒲協会員として、花菖蒲育成管理に関する技術の向上等を図ります。

【観光事業団施設の連携】

長年県立施設を管理運営してきた実績やノウハウを観光事業団の各施設で共有し、下記の活動を行うことにより組織力を活用した来場者の満足度向上に努めます。

・着ぐるみなどの保有資産の相互利用

・各施設の特長を活かした連携イベントの開催

・共通割引券の発行やポスター等の作成など一体的な広報活動

・観光事業団の組織力を活かした効率的な営業活動の展開

【災害時・非常時の施設開放】

・災害、非常時に即時対応できるような施設管理と職員研修を行います。

・近隣の施設間相互において協力体制を作ります。（倉吉体育文化会館・伯耆しあわせの里等）

⑦ 社会的責任の遂行

・障がい者雇用、男女共同参画等、公の施設を管理するものに求められる社会的責任を誠実に遂行します。

【スポーツ事業】

・グラウンドゴルフ大会（グラウンドゴルフ協会と共催）

・ゲートボール大会（ゲートボール協会と共催）

・ハワイトライアスロン in 湯梨浜町（協賛事業）

・東郷湖ドラゴンカヌー大会（共催事業）

・テニス大会（テニス協会と共催）

・テニス愛好者交流大会

・スケートボード・BMX・インラインスケート交流イベント（KASnet と共催）

・出張！ノルディック・ウォーク教室

・シニア向け転ばぬ先の健康運動教室

2　管理の基準

（1） 有料公園施設の考え方と設定内容

ア　有料公園施設の考え方

利用者が専用利用とすることにより、利便性が確保され、それが利用者間の公平性を保つと考えられる施設については有料とします。

イ　有料公園施設の設定内容

① あやめ池スポーツセンター
② 東郷湖カヌーセンター
③ 南谷テニスコート
④ 屋根のある多目的広場

を現行どおり有料公園施設とします。

なお、屋根のある多目的広場については一般利用の際に、現行どおり許可を要しないこととします。

（2）開園時間の考え方と設定内容

ア　開園時間の考え方

現行の開園時間を継続します。
ただし、利用者の要望があった場合については、柔軟に対応します。

イ　開園時間の設定内容

午前９時～午後１０時（下記①以外）

① 南谷テニスコート

午前９時～午後７時まで（４月１日～９月３０日）
午前９時～午後６時まで（１０月１日～翌年３月３１日）とします。

（3） 休園日の考え方と設定内容

ア　休園日の考え方

施設の保守点検・定期清掃等を行い、利用者の安全性を図るため、現行どおり休園日を月１回とします。

イ　休園日の設定内容

毎月第３火曜日（祝祭日の場合はその直後の休日でない日）
及び１２月２９日～１月３日（７・８月は休園日なし）

（4）利用料金の考え方と設定内容

ア　利用料金の考え方

質の高い利用サービスを提供するため、現行の利用料金を継続して設定する。

イ　利用料金の設定内容

（ア）施設使用料

区分					単位	金額
あべの池スポーツセンター	体育室	一般利用	一般人		一人1回につき	50円
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	820円
					2分の1面1時間につき	410円
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1，640円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	26，220円
				入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	39，490円
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	一人1回につき	150円
			回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	1，500円
			1月利用券により利用する場合	一般人	一人につき	1，050円
		専用利用			1時間につき	610円
	研修室				1時間につき	560円
東郷湖カヌーセンター	カヌー艇庫				1艇1月につき	1，540円
	研修室				1時間につき	510円
南谷テニスコート					1コート1時間につき	610円
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合				全面1時間につき	2，160円
					2分の1面1時間につき	1，080円
					3分の1面1時間につき	720円
	営利を目的とする場合				全面1時間につき	18，200円

【照明に係る加算料金】

区　分	単　位	金　額
あやめ池スポーツセンター・体育室	1時間1灯につき	20円

（ウ）設備使用料

区　分			単　位	金　額
あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具	バスケットゴール台1対	1組1回につき	2，160円
	バレーボール器具	支柱1対、ネット1張 アンテナ1対	1組1回につき	200円
	ハンドボール器具	ゴール（ネット付）1対	1組1回につき	300円
	バドミントン器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	100円
	卓球器具	台1台、ネット（サポートを含む。）1張	1組1回につき	100円
	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	200円
	フットサル器具	ゴール（ネット付）1対	1組1回につき	300円
	机		1脚1回につき	20円
	椅子		1脚1回につき	10円
	シャワー設備		1回につき	50円
屋根のある多目的広場	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	200円
	夜間照明	全面	1時間につき	920円
		2分の1面	1時間につき	460円
		3分の1面	1時間につき	300円
	シャワー設備		1回につき	50円
宇野地区	シャワー設備		3分間	100円

（5）利用料金の減免

① 県の示した都市公園減免事項に基づき、有料公園施設の施設利用に係る減免を行うこととする。ただし、都市公園減免事項1（6）生徒等が主体となって専用利用するときについて、土曜日の利用については、利用料の負担軽減と利用促進を図り減免とします。

② あやめ池スポーツセンター体育室の専用利用で当事業団が設定した時間に利用する場合、5～10%の減免を行う。ただし、営利を目的にしない場合で、入場料を徴収しない場合に限ります。

③ 屋根のある多目的広場を営利目的として使用する場合の会場の準備、撤去に要する利用については50%の減免を行います。

区　分				利用設定時間	減免率
あやめ池スポーツセンター	体育室	入場料等を徴収しないとき	全面及び2分の1面1時間につき	連続して3時間以上使用した場合	5％
				連続して9時間以上使用した場合	10％
屋根のある多目的広場	営利を目的とする場合	会場の準備撤去	全面1時間につき		50％

3　施設の管理・運営

（1）地区別の管理運営の方針

地　区　名	管理運営の考え方及び実施内容
①藤津地区	（1）あやめ池スポーツセンター ・安全点検 —— 常時実施し、特にトレーニング機器は重点的に実施します。 ・「医務休憩室の設置」 —— ケガ等による利用者への対応を図ります。 ・利用手続きの簡素化 　トレーニングの利用者に、回数券、一ヶ月定期券の発行により手続きの簡素化を図ります。 　インターネット予約システムの導入 　インターネットでの予約受付により手続きの簡素化を図ります。 ・全国大会等の誘致 　県内の競技団体等への働きかけを行います。 　＊ 全国ベテラン卓球大会 　＊ インターミューラルバスケットボール大会 　＊ 全日本フットサル中国地区大会 ・全国合宿等の誘致 —— 中部地区旅館組合等と連携して働きかけを行います。 ・体力測定コーナーの設置 —— 一般入園者への活用を図ります。 ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）導入により緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の身の安全確保、地震被害等の軽減を図ります。 ・島根原子力発電所災害時における避難所として対応します。 （2）東郷湖カヌーセンター ・鳥取県カヌー協会と連携し、「鳥取県小中学生カヌー大会」の開催などカヌーの普及振興を図ります。 （3）あやめ池公園 　園内の美観づくりと徹底した維持管理を行います。 ・花ショウブの育成管理 —— あやめ池公園のシンボルであり、徹底した育成管理を行います。 　開花時期・・6月

	・花壇・花木の育成管理 ―― 芝桜、藤棚、台湾ギク、スイレン、タマノカンザシ、ハナミズキなどの育成管理を行います。 ・メダカ遊園池 ―――― 子どもの遊びの場、学習の場の提供 （東郷池メダカの会との共働による維持管理と環境学習会の開催） ・樹林地の散策路整備 ―― 公園内を周回出来る散策路を整備し、日陰対策ウォーキング等利用促進を図ります。 ・花の見ごろ情報の提供 ―― 花ショウブ、芝桜、藤、台湾ギク、スイレンタマノカンザシなどの見ごろ情報の提供。 （4）多目的広場 ・スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる芝広場であり、一層の利用促進を図ります。 ・レクリエーション器具の貸出し バドミントンセット・ソフトバレーボールセット・硬式テニスラケット ニュ－ロケットボ－ル・多目的ボ－ルスタンドフルセット・紅白大玉 （5）ゲートボール・ペタンク場 ・ペタンク利用者が多く、常に使用可能の状態に維持管理します。 （6）ターゲットバードゴルフ場 ・コースを常設し、教室、一般利用がいつでも使用出来るように維持管理します。 ターゲットバードゴルフ用具〔専用クラブ（ピッチング）・マット・球〕
②浅津地区	（1）催物広場 ・現在、地域の運動会・グラウンドゴルフ・ペタンク大会に利用されており、今後も地域のイベント、催物の一層の利用促進を図ります。 （2）児童遊戯広場 ・安全点検 ―――― 毎日重点的に実施します。 〔危険箇所 ―→ 使用中止と修繕の徹底〕 ・遊戯施設 ―――― 模木造形遊具 （3）旧管理事務所 ・活用 ―――― 玄関前の芝広場を地域の交流広場として利用します。 ・管理 ―――― 旧管理事務所及び周辺花壇の維持管理を行います。 ・交流 ―――― 羽合ひかり園の「運動会」「文化祭」など施設の利用者との交流・支援・ボランティア活動への参加による地域貢献を図ります。

②浅津地区	（4）ゲートボール場 ・１０面のコートがあり、公式のゲートボール大会などに利用されており、利用者が常に使用できるようコートの清掃・除草を行うなど適切な維持管理と愛好者への利用を働きかけます。 （5）ハナミズキの育成管理 日米友好の木であるハナミズキを浅津地区の見どころの一つとなるように育成管理します。
③南谷地区	（1）テニスコート（８面） ・各種大会の利用者が多く、ゴミ収集、清掃、除草の管理は常に実施します。 ・春・夏季の合宿誘致 ――― 旅館との連携により合宿誘致を推し進めます。 （2）エントランス広場 ・観察水槽 ――― 子どもの学習体験の場として、年間を通して生き物の管理を実施します。 ・浄化体験施設 ―― 鳥取県衛生環境研究所と連携して管理します。 （3）多目的広場 ・芝生化したことにより、サッカーをはじめとする各種スポーツやレクリエーション大会など幅広く利用促進を図ります。また、公園作り事業の一環として子どもからお年寄りまで安心して使えるようように維持管理します。 （4）はわいスケートパーク ・スケートボード、インラインスケート、BMX 専用パークとして一般利用、初心向けスクルール、３競技合同イベント等を開催し利用促進を図ります。 （5）リハビリスポーツ広場 ・障がい、高齢、ケガ等による歩行訓練が可能な施設であり、いつでも使用可能な状態に維持します。 （6）屋根のある多目的広場 ・有料公園施設であるが、昼・夜を通して利用が多いため、点検等維持管理は常時実施します。 ・利用者に有効に利用していただくため、専用利用の予約がないときは、一般開放します。 ・屋根があるための活用策として、地域の催物、各種展示会などの利用を一層働きかけます。 （7）体力測定広場 ・体力測定を行う１４種類の器具があり、いつでも使用できるよう器具の安全点検など管理を適正に行います。 ・倒立ボード・フォワードベント・ボディーカール・腹筋台・ラダー・ぶらさり・懸垂屈腕・垂直とび・ベンチディップ・背筋力・ツイストサークル・握力・上体反らし・背骨のばし

	（8）子供広場 ・遊具を中心とした広場であり、安全点検を常時実施します。 （9）１００m走路 ・体力測定の一環として設置されており、いつでも使用できるよう清掃等の管理を行います。 （１０）リサイクル施設 ・樹木の剪定枝、芝の刈草、落ち葉等をチップ化・堆肥化 →土壌改良材として活用〔循環型社会の実現を目指して〕 ・リサイクル教室の開催 ―― 環境問題に関する意識啓発 （１１）ピクニック広場 ・保育園・幼稚園の遠足やグラウンドゴルフ愛好者の利用する広大な広場があり、近くに公園（キリン公園）があるところから、今後一層の利用促進を働きかけていくとともに、芝の維持保全と遊具の点検を行います。 （１２）キリン公園 ・駐車場整備、花壇設置、遊具の塗装等により、子どもの公園利用が非常に多く、遊具の点検は重点的に実施し適切に管理します。
④長和田地区	（1） 芝・クローバー広場 ・東郷池の景観には最高の場所であり、またグラウンドゴルフも利用可能なため、芝の管理を徹底します。 ・花壇づくりについても人が集う公園となるよう段階的に芝桜を植栽し、名所となるよう管理を徹底します。 ・動物模型の設置による、子どもの遊び場の提供。 （2）マメナシの育成管理 ・グリーンウェイブ２０１５のとっとりアクションの一環として植樹したマメナシを育成管理し、この地区のシンボルとなるようにします。
⑤長瀬・宇野地区	〔長瀬地区〕 ・サイクリング・ウォーキング利用者等のための自転車歩行者道の維持管理を行っていきます。 〔宇野地区〕 （1） ピクニック広場 ・レジャー、レクリエーション活動の場として維持管理を行っていきます。 （2）海岸遊歩道 ・海岸沿いの遊歩道については、海側・東側に進入禁止措置を行います。 （3）キャンプ場 ・夏季におけるキャンプ場として開放しているが、その時期には、炊事棟、トイレ、シャワー室の準備とキャンプの利用期間のゴミ等の清掃を入念に行うなど、利用者の満足のいく管理を行っていきます。

（2） 施設設備の維持管理業務及び安全確保

ア　業務実施及び安全確保に向けた考え方

・施設設備の管理にあたっては、日常の安全点検と清潔で快適な施設環境づくりを基本として、施設については、常時職員の巡視による安全点検と改修箇所の点検を実施し、保全に努めるとともに修繕、改修の場合、早急に検討し、改善措置を講ずる。特に遊具・器具については、毎日職員による巡視点検と専門業者による定期点検により安全確保を徹底します。
・故障や改修の必要性が生じた場合、使用中止による安全確保と速やかな改修を行うとともに、大規模改修については、県と協議を行います。
・日常清掃は常時職員により実施するほか、定期清掃は専門業者に委託し、快適な環境づくりを中心とした維持管理を行います。

イ　業務の実施内容

業　務	実　施　内　容		実施回数
施設の清掃業務 （1）園地清掃	日常清掃	公園を毎日巡回しゴミの回収を行う。 定期的に落ち葉の清掃、園路の草取り、定期的に排水管の清掃を行う。 除草は、環境に優しい公園づくりを目指すため、薬剤除草は控え、人的除草を中心に実施する。	毎日 定期
（2）便所清掃		毎日全てのトイレの床、便器の清掃及びトイレットペーパーの補充をする。 【便器、手洗い器、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を常に清潔な状態に保つ。詰まり等には速やかに対処する。】	毎日
（3）あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター清掃 〔4（1）ア清掃業務〕	日常清掃	① あやめ池スポーツセンター 電気クリーナー、モップ、ほうきを使用し、備品類で容易に移動できる物は移動して館内全域入念に行う。 机、カウンター等の拭き掃除は、塵払いの後、雑巾ふきを行う。 流し、手洗い等実情に応じて水洗い又は雑巾ふきを行う。 茶殻、たばこの吸殻、紙くずなどは所定の場所に捨て、容器は水洗いを行う。 便所の汚物入れ等は、汚物を捨て容器の内外を水洗いする。 玄関など人目に付きやすいガラス戸は、適宜清掃を行う。 トイレ、シャワー室等は水洗いを行う。 又、適宜館内外の蜘蛛の巣除去を行う。 ・アリーナ ・事務室 ・医務休憩室 ・老婦人トレーニングルーム（研修室） ・トレーニングルーム ・ロビー ・ホール ・男女洗面所 ・男女便所	 週３日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日

		・男女シャワー室 ・身体障害者用便所 ・男女手洗い ・男女ロッカー ・観覧席 ・喫煙コーナー ・キャットウォーク ・玄関 ・下足室 ・器具室	毎日 毎日 毎日 毎日 週３日 毎日 ―― 毎日 毎日 毎日
	定期清掃	日常清掃に加えて下記の清掃を行う。 ・床洗浄ワックスがけは拭き掃除の後床を洗浄し、適正な基準量をもって塗布を行う。 ・窓ガラスは両面とも洗剤で汚れを落とした後、ガラススクイジーで水を切り窓枠、面台等を拭き仕上げを行う。 ・照明器具で取り外しのできるものは取り外し、汚れを落として乾布で拭く。 ・玄関の床面については、たわし等により丹念に洗浄を行う。 ① あやめ池スポーツセンター ・事務室 ・トレーニングルーム ・ロビー ・ホール ・男女洗面所 ・観覧席 上記拭きについてはアームストロング洗浄、及び適正なワックス塗布を行う。 ・老婦人トレーニングルーム（研修室） 上記拭きについては、業務用クリーナーで清掃を行う。 ・男女便所 ・男女シャワー室 ・身体障害者用便所 ・男女手洗 上記拭きについては、エイトチェッカーは水洗いを行い、床面はモザイクタイル洗浄を行う。 ・玄関 ・硝子窓 上記拭きについて玄関はタワシ等により洗浄を行う。 硝子窓は両面とも洗剤で汚れを落とし乾布で拭く。	年６回
	その他留意事項	・入園者の方が、施設を快適に利用していただく為に、清掃中はお客様の邪魔にならないようじんあい、火気、引火物質、衛生面などに注意し日常点検及び職員の管理、指導に努めきれいな施設にする。	

業　務	実施内容		実施回数
（3）あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター清掃 〔4（1）ア清掃業務〕	定期清掃	② 東郷湖カヌーセンター ・ホール ・廊下 ・事務室 ・倉庫 ・湯沸室 ・身体障害者トイレ ・男子更衣室 ・女子更衣室 上記拭きについては、洗浄及びワックス塗布を行う。 ・研修室 上記拭きについては、フローリングワックス塗布を行う。 ・窓ガラス 上記拭きについては、両面とも洗剤で汚れを落とした後、ガラススクイジーで水を切り窓枠面台等乾布で拭く。その他照明器具で取り外せるものは取り外し、汚れを落とし乾布で拭く。 ・風除室 ・玄関 ・男子トイレ ・女子トイレ たわし等により丹念に洗浄する。	年2回
	その他留意事項	・入園者の方が、施設を快適に利用していただく為に、清掃中はお客様の邪魔にならないようじんあい、火気、引火物質、衛生面などに注意し日常点検及び職員の管理、指導に努めきれいな施設にする。	
（4）廃棄物の処理 〔4（1）ア清掃業務〕		日常の公園管理、清掃中に回収した一般ゴミ、産業廃棄物（タイヤ・テレビ他）などについては処理施設、廃棄物引き取り業者に依頼して適性に処理を行う。	
夢広場防球ネットの機能性を保つ業務 〔4（1）イ夢広場防球ネット点検〕	固定式 電動式	・固定金具（目視） ・固定ワイヤー（目視・触感） ・ネット（目視） ・固定金具（目視） ・滑車（目視・触感） ・Uターン滑車（目視・触感） ・操作（操作） ・駆動ワイヤー（操作） ・たくし上げワイヤー（目視・触感） ・吊り上げワイヤー（目視・触感） ・ネット（目視） 上記について年に一回操作、ほつれ、破損、変形、摩耗他点検を行う。また、日常、操作している職員が目視点検を行う。	年1回

南谷地区の観察水槽を適正に維持する業務 〔4（1）ウ南谷観察水槽の維持管理〕	観察水槽	・水槽内の魚の治療及び死骸の除去 ・水槽の設定温度と現温水の確認 ・照明、クーラー、ヒーター、ポンプブロアの正常稼動の確認 ・給餌 ・濾過槽の点検 ・自動給水システムの点検 ・水質検査（PH，アンモニア、亜硝酸等） ・換水 ・水槽のガラス面、背面擬岩のこけ落とし等 上記について、専門業者による点検実施と、職員が異常の有無について日常の巡視点検を行う。	適時 適時 適時 適時 2日1回 適時 適時 適時 月1回 4月1回
	実験水路	・貯留タンク、ポンプの正常作動の確認 職員が、異常の有無について日常点検を行う。	毎日
電気事業法に基づく保安規定に従って実施する定期点検、精密点検 〔4（1）エ自家用電気工作物の保守〕	月次点検	外部点検 受電設備、構内電線路 ・引込線、開閉・計器用変成器 受電設備 ・高圧機器 ・受配電盤 ・継電器等 ・設置装置 ・絶縁監視装置 ・非常用予備蓄電池装置	月1回
	精密点検	・ケーブル 端末損傷・亀裂・遮へい層設置 ・遮断装置及び開閉器類 さび・動作実験 ・高圧機器 加熱・ふくらみ ・継電器等 動作特性 ・危険標識等 危険箇所 ・接地装置 接地抵抗値・はずれ・断線 ・絶縁監視装置 発信器・通報器・検出器 （設備容量１５０ＫＶＡ・受電電圧６，６００ｖ・非常予備発電装置設備容量４０ＫＶＡ）	年1回

業　務	実　施　内　容		実施回数
消防法の規定に沿った定期点検〔3（1）オ消防設備の保守〕	機能点検	外観機能点検 総合点検（外観・機能含む） 自動火災報知設備 ・受信機Ｐ型 ・作動式分布型感知器 ・作動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・煙感知器 ・発信器(P-1・２級) ・音響装置（ベル） ・消火栓　起動装置 ・交流電源 ・蓄電池設備 ・絶縁測定 消火器 ・粉末消火器 ・粉末消火設備 屋内・屋外消火栓設備 ・加圧送水装置 ・操作盤 ・屋内消火栓 ・起動用スイッチ ・表示灯 ・表示盤 ・呼水装置 ・放水試験 ・常用電源 ・配線点検 非常警報放送設備 ・増幅器出力 ・スピーカー回線 ・作動試験 ・スピーカー ・起動装置　押しボタン ・絶縁試験 ・常用電源 ・非常電源 誘導灯 ・誘導灯 ・常用電源 防火防排煙設備	年１回 年１回
施設内の犯罪等を防止する業務（休園日及び閉園時間を含む。）〔4（1）カ施設の警備〕	開園時間内 開園時間外	施設内において、職員の巡視活動により不審者を発見した場合、警察と連携して事故、犯罪を未然に防ぐ。 施設内警備は、火災警報設備・防犯警報装置と連動しており、異常発生の場合は警備会社に通報。 開館日　２２時～８時３０分 休館日　終日	

遊具の機能性や安全性を保つ業務 〔4（1）キ遊具の保守〕	日常点検	日常点検については、遊具点検の講習を受けた職員が、公園施設点検マニュアル及び遊具点検要領に基づき点検し、その結果を点検簿に記入する。 補修が必要な点があれば早急に改修する。	毎日
	定期点検	下記の点検方法・点検作業従事者・判定基礎を基に、条件を満たした業者に点検委託する。 ●遊具点検要領 全体 ・遊具等を実際に使用して異常や危険がないか。(使用して点検、目視) ・周囲の地表面に水溜り、穴、石等の危険箇所はないか。(目視) ・鎖等の吊り下げ部分に、落下等の危険がないか。(目視 引張る) 木材部 ・支柱のぐらつき、がたつきはないか。(押す、引張る) ・遊具本体に傾斜、ぐらつきはないか。(目視、押す) ・支柱の地際部（基礎部）に腐食、ひび割れ等の異常がないか。(基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き指し腐食状況を確認) ・各部材にひび割れ、ぶよつき、異常なふくらみ、カビ、キノコ、白アリ等による腐食、ささくれ、キズ等がないか。(目視、部材表面を押す) ・ボルト等の部品の欠落、ボルト金具類周辺の腐食破損はないか。(目視) ・地際部や地中部の塗装、防錆、防腐処理の状況は良好か。(目視（地際部は掘って確認）) 鋼材部 ・大きなキズ、サビ等危険箇所はないか。(目視) ・パイプ部のがたつき、ぬけ等はないか。(目視、引張る) ・プレート部のがたつき、破損はないか。(目視、押す) ・溶接部にサビ、ひび割れ等異常は生じてないか。(目視) ・固定部にぐらつきはないか。(押す、引張る) ・地際部（基礎部）に、サビ、ひび割れ等の異常がないか。(基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き腐食状況を確認) ・塗装の状況は良好か。(目視) ボルト金具類 ・キズ、サビ等はないか。(目視) ・ボルト、金具類の欠落はないか。(目視) ・固定部、ボルトの締付状態は良好か。(スパナ等を使用) プラスチック部（ＦＲＰ） ・破損欠落はないか。(目視)	年１回

・がたつき、ぐらつきはないか。(押す、引張る)
・キズ、亀裂等の危険箇所はないか。(目視)

ロープネット類
・キズ、摩耗、破損はないか。(目視)
・欠落箇所はないか。(目視)
・取付部分の強度確認。(押す、引張る)

可動部
・可動部の状態は良好か。(可動して点検)
・チェーン、ワイヤーにねじれ破損はないか。(目視)
・可動部周辺の安全面に問題はないか。(可動して点検)

点検の方法
・目視、触診
・打診
・計測器等による計測

点検作業従事者
社団法人日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」同等以上の知識を有する者

判定基準
点検の結果を記入した点検表や写真等をもとに、社団法人日本公園施設業協会が設定する「公園施設製品安全管理士」同等以上の知識を有する者が、以下の総合判定を行う。
〔判定基準〕

判定	判定内容
A	健全であり、修繕の必要がない。
B	部分的に異常はあるが、部分修繕を行えば、使用上問題なし。
C	やや重要な箇所に部分的な異常があり、対策が必要
D	主要部分・部品に異常があり、大規模な修繕又は破棄、ないしは再構築　必要

〔塗装に係わる判定基準〕

判定	判定内容
Ⅰ	再塗装の必要がない
Ⅱ	部分的に再塗装が必要
Ⅲ	全体的に再塗装が必要
Ⅳ	精密点検により腐食調査が必要

〔4（1）クスケートパークセクションの保守〕

定期点検

下記の点検方法・点検作業従事者・判定基準を基に、条件を満たした業者に点検委託する。

●点検箇所
・デッキ面
・パンク／R面

年1回

・転落防止柵
・躯体部分
・端部金具
・進入版部分
・その他

●点検方法
・増し締め
・目視・触診

●点検項目
・ボルト・ナット・の緩み、欠損はないか
・表面材にひび割れ、破損はないか
・表面材に張りや反りはないか
・変形、ぐらつきはないか
・ジャッキはきいているか
・ブレースの緩みはないか
・部材の腐食・変形はないか
・進入板の変形はないか

●総合判定
A：健全であり、修繕の必要がない
（通常の監視を継続する）

B：やや劣化の兆候があるので、監視を続ける
（通常の監視を継続する）

C：部分的に異常があり、対策が必要
（使用を禁止し、部分修繕をする）

D：重要な部分に異常があり、対策が必要
（使用を禁止し、詳細な点検を要する）

業　務	実施内容	実施回数
運動施設の機能性や安全性を保つ業務〔４（１）ケ運動施設の維持〕	体育館・テニスコート・スケートパークなど各運動施設の機能性や安全性を保つ。毎日点検を行い、お客様が安全かつ快適に利用できるよう維持管理を行います。	毎日
臨海公園内の植樹樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務〔４（１）コ植栽の管理〕	別掲「臨海公園内の植樹樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務」に記載のとおり（Ｐ８６～Ｐ１０４）	
臨海公園内の施設設備を正常に保持し、適正な利用に供するための業務〔４（１）サ施設の修繕〕	①施設設備の管理 施設の修繕(５０万以下)及び部品交換等があれば、速やかに改修等に努めます。 ②危険不良箇所の処理 危険防止措置を講じるとともに、５０万円以下の修繕については早急に改修する。５０万円以上の修繕については早急に県へ要望していきます。 ③修繕記録 修繕箇所・部品交換の修繕記録をまとめておきます。	

（３）業務の外部委託

ア　外部委託の考え方

１　業務内容

施設警備・清掃業務・自家用電気工作物・消防用設備・防球ネット保守・南谷観察水槽維持・遊具保守点検・スケートパークセクション保守点検・園路広場除草・自動販売機、施設及び設備修繕、外部委託イベント及び外部講師。

２　外部委託の考え方

施設の管理上、専門的技術（専門資格）が必要なもの、及び外部委託とした方が、効率的効果的であると考えられるものについては、外部委託とします。

３　委託先の選定方法

専門業者の中から、当事業団財務規程により、競争入札または随意契約の方法により処理します。

イ　外部委託の業務内容

委託事項	業　務　内　容	備考
清掃委託	定期清掃 ●あやめ池スポーツセンター ・事務室 ・医務休憩室 ・トレーニングルーム ・ロビー ・ホール ・男女洗面所 ・観覧席 上記拭きについてアームストロング洗浄、及び適正なワックス塗布する。 ・老婦人トレーニングルーム（研修室） 上記については、業務用クリーナーで清掃を行う。 ・男女便所 ・男女シャワー室 ・身体障害者用便所 ・男女手洗い 上記拭きについては、エイトチェッカーは水洗いを行い、床面はモザイクタイル洗浄を行う。 ・玄関 ・ガラス窓 玄関はタワシ等により洗浄を行う。ガラス窓は両面とも洗剤で汚れを落とし乾布で拭く。 ●東郷湖カヌーセンター ・ホール ・廊下 ・事務室 ・倉庫 ・湯沸室 ・身体障害者トイレ ・男子更衣室 ・女子更衣室 上記については洗浄及びワックス塗布を実施する。 ・研修室 上記については、フローリングワックス塗布を実施。 ・風除室 ・玄関 ・男子トイレ ・女子トイレ たわし等により丹念に洗浄する ・窓ガラス 両面とも洗剤で汚れを落とした後、乾布で拭く。	年６回 年３回 年２回

委託事項	業　務　内　容	備考
施設警備業務委託	火災警報設備、防犯警報装置と連動しており、異常発生の場合は警備会社に通報。 毎日（２２：００～８：３０） 休館日（終日）	
夢広場防球ネット点検委託	＜点検頻度＞ ●固定式 ・固定金具 ・固定ワイヤー ・ネット ●電動式 ・固定金具 ・滑車 ・Ｕターン滑車 ・操作 ・駆動ワイヤー ・たくし上げワイヤー ・吊り上げワイヤー ・ネット 上記について年一回、破損、変形、摩耗、電動操作の作動他点検を実施する。	年１回
南谷観察水槽の維持管理委託	・水槽内の魚の治療及び死骸の除去 ・水槽の設定温度と現水温の確認 ・照明、クーラー、ヒーター、ポンプブロアの正常可動の確認 ・給餌 ・濾過槽の点検 ・自動給水システムの点検 ・水質検査(PH、アンモニア、亜硝酸等) ・換水 ・水槽のガラス面、背面擬岩の苔落とし等	適時 適時 適時 ２日に１回 適時 適時 適時 月１回 ４日に１回

委託事項	業　務　内　容	備考
自家用電気工作物の保守委託	●月次点検 外部点検 ・受電設備、構内電線路 ・引込線、開閉器・計器用変成器 受電設備 ・高圧機器 ・受配電盤 ・継電器等 ・接地装置 ・絶縁監視装置 ・非常予備発電装置 ・非常用予備蓄電池装置 ●精密点検 ・ケーブル 端末損傷・亀裂・遮へい層接地 ・遮断装置及び開閉器類 さび・動作試験 ・高圧機器 過熱・ふくらみ ・継電器等 動作特性 ・危険標識等 危険箇所 ・接地装置 接地抵抗値・はずれ・断線 ・絶縁監視装置 発信器・通報器・検出器 （設備容量 150KVA・受電電圧６，６００ｖ・非常予備発電装置設備容量 40KVA）	月１回 年１回
消防設備保守委託	●機能点検 ●外観・機能　総合点検（外観・機能点検含む） ・自動火災報知器 ・消火器 ・屋内・屋外消火栓設備 ・非常警報・放送設備 ・誘導灯 ・防火・防排煙設備	年１回 年１回
遊具の保守委託	●遊具点検要領 全体 ・遊具等を実際に使用して異常や危険がないか。（使用して点検） ・周囲の地表面に水溜り、穴、石等の危険箇所はないか。（目視） ・鎖等の吊り下げ部分に、落下等の危険がないか。（目視、引張る） 木材部	年１回

	・支柱のぐらつき、がたつきはないか。（押す、引張る） ・遊具本体に傾斜、ぐらつきはないか。（目視、押す等） ・支柱の地際部（基礎部）に腐食、ひび割れ等の異常がないか。（基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き指し腐食状況を確認） ・各部材にひび割れ、ぶよつき、異常なふくらみ、カビ、キノコ、白アリ等による腐食、ささくれ、キズ等がないか。（目視、部材表面を押す） ・ボルト等の部品の欠落、ボルト金具類周辺の腐食破損はないか。（目視） ・地際部や地中部の塗装、防錆、防腐処理の状況は良好か。（目視（地際部は掘って確認）） 鋼材部 ・大きなキズ、サビ等危険か所はないか。（目視） ・パイプ部のがたつき、ぬけ等はないか。（目視、引張る） ・プレート部のがたつき、破損はないか。（目視、押す） ・溶接部にサビ、ひび割れ等異常は生じてないか。（目視） ・固定部にぐらつきはないか。（押す、引張る等） ・地際部（基礎部）に、サビ、ひび割れ等の異常がないか。（押す、引張る基礎天端まで掘って、ドライバー等で突き腐食状況を確認） ・塗装の状況は良好か。（目視） ボルト金具類 ・キズ、サビ等はないか。（目視） ・ボルト、金具類の欠落はないか。（目視） ・固定部、ボルトの締付状態は良好か。（スパナ等を使用） プラスチック部（ＦＲＰ） ・破損欠落はないか。（目視） ・がたつき、ぐらつきはないか。（押す、引張る） ・キズ、亀裂等の危険箇所はないか。（目視） ロープネット類 ・キズ、摩耗、破損はないか。（目視） ・欠落箇所はないか。（目視） ・取付部分の強度確認。（押す、引張る） 可動部 ・可動部の状態は良好か。（可動して点検） ・チェーン、ワイヤーにねじれ破損はないか。（目視） ・可動部周辺の安全面に問題はないか。（可動して点検）	
スケートパークセクション保守委託	●セクション点検要領 ●点検箇所 ・デッキ面 ・バンク／R面 ・転落防止柵 ・躯体部分	年1回

	・端部金具 ・進入版部分 ・その他 ●点検方法 ・増し締め ・目視・触診 ●点検項目 ・ボルト・ナット・の緩み、欠損はないか ・表面材にひび割れ、破損はないか ・表面材に張りや反りはないか ・変形、ぐらつきはないか ・ジャッキはきいているか ・ブレースの緩みはないか ・部材の腐食・変形はないか ・進入板の変形はないか	
園路広場除草委託	園路広場除草は、湯梨浜町のシルバー人材センターへ委託	
自動販売機委託	設置台数２７台 管理業務の効率性を鑑み業者に委託する。	
軽食外部販売委託業務	利用者の利便性を図るための委託業務	

公園施設点検マニュアル

1　点検要領

施設点検は、利用者の安全確保を図るうえで重要な業務であり、この点検業務の体系化は施設の維持管理を効率的に行っていく上で必要である。

本マニュアルにおいては、点検の内容・頻度等により３段階の点検区分を設定します。

点検を実施し異常が発見された場合は、施設点検フローに基づき適切な処置をとることとします。
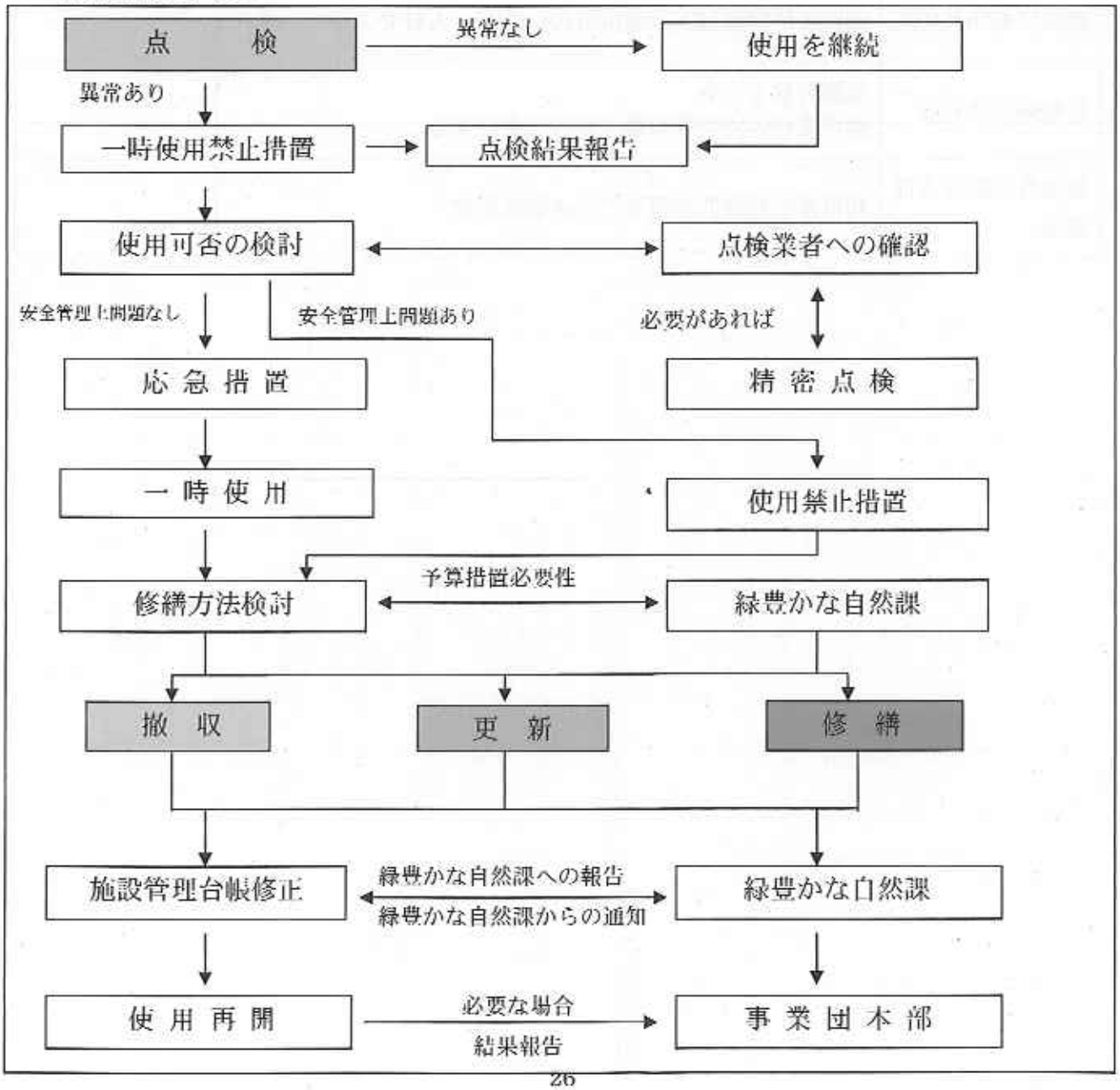
施設点検フロー